

○社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会評議員の費用弁償に関する規程

平成 29 年 3 月 29 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会の定款第 10 条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第 2 条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、日額 2,000 円の費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、その実費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改廃)

第 3 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。